

国保税の滞納者に対する被保険者証等について

(町民税務課)

国保税を滞納している被保険者に対し、通常の被保険者証に代えて「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」の交付が義務付けられています。

短期被保険者証への切り替えは、3月の時点で保険税を滞納している世帯へ「短期被保険者証への切替予告通知」を発送し、指定期日までに納付、相談等が無い場合、4月1日に行います。

※短期被保険者証とは

通常の被保険者証より有効期間が短く、町との誓約等に基づいた定期的な更新(納税)が必要となります。

※被保険者資格証明書とは

国民健康保険に加入していることのみを証明するもので、保険診療を受けることができません。

医療機関で受診をした際、かかった医療費の10割を負担いただき、後日、領収証を役場窓口を持参し、療養費支給申請をしてください。7割分の償還払いが受けられます。

○町からのお願い

国民健康保険は、加入者全員の相互扶助で成り立っている医

療保険制度です。その財源となる国保税は、制度を維持していくうえで、また加入者間の公平を図るうえで重要なことです。

制度をご理解いただき、期限内納付にご協力ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

自動車の登録手続きは確実に

(町民税務課)

自動車税は、毎年4月1日現在の車検証登録上の所有者(使用者)の方に課税されます。

現在使用していない車や、他人に譲渡した車は、速やかに抹消、名義変更等の手続きを行ってください。特に、個人間で譲渡する場合は、譲渡した相手に印鑑証明書等を渡しても名義変更が行われないことがあるので、名義変更の確認も必ず行ってください。

また、住所や車の定置場が変わった場合も、速やかに変更登録手続きを行ってください。

これらの手続きをしないと、既に使用していない車の納税通知書が届いたり、使用している車の納税通知書が届かないことがあります。

なお、3月下旬は運輸支局の

窓口が混雑しますので、手続きはお早めにお願ひします。

○お問い合わせ

(自動車税に関する事)

茨城県境県税事務所
☎(87)1120

(自動車の登録、抹消等に関する事)

茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所
☎050(5540)2018

パスポート「記載事項の訂正」制度が廃止になります

(町民税務課)

結婚等で氏名や本籍県名が変更になった場合、現在は変更事項をスタンプやタイプ印字により訂正する「訂正旅券」の申請ができますが、3月20日(木)からはこの制度が廃止され、「記載事項変更旅券」の申請により、新しいパスポートを取得していただくようになります。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)



「子ども予防接種週間」について

(健康福祉課)

3月1日～7日は、「子ども予防接種週間」です。母子健康手帳を見て、接種もれがないか確認してください。

①麻しん風しん混合ワクチン

第2期(平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ)で、まだ接種していない方は、3月31日までに接種してください。また1歳になられた方は、早めに接種しましょう。

②日本脳炎

小学1・2年生で第1期が未接種の方、小学3・4年生で第1期初回追加接種が未接種の方、今年度18歳(平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ)で第2期接種が未接種の方、また3歳になられた方は、早めに接種しましょう。

③二種混合ワクチン

今年度の助成対象者は小学6年生です。まだ、接種が済んでいない方は早めに接種しましょう。

※予診票が見当たらない方は、再発行します。母子健康手帳をお持ちのうえ、保健センターへお越しください。

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910